

第36回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

令和4年5月10日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員長

鈴木正紀委員（地裁委員及び家裁委員兼務）

(2) 委員（五十音順）

ア 佐賀地方裁判所委員会委員

北御門智子委員、木下和俊委員、千代延博晃委員、手島一提委員、長戸和光委員、中山泰道委員、三井教匡委員、宮原拓也委員

イ 佐賀家庭裁判所委員会委員

木原久美子委員、草場栄美委員、桑原昇委員、古賀芳子委員、名和田陽子委員、西村彩子委員、原口哲哉委員、前田華奈委員

(3) 説明担当者

佐賀家庭裁判所事務局総務課課長補佐 原 野 愛 子

(4) 事務担当者

佐賀地方裁判所事務局次長 大 跡 史 法

佐賀家庭裁判所事務局総務課長 林 賢 二

4 議事

(1) 委員長代理の指名

佐賀地方裁判所委員会委員長代理に三井教匡委員、佐賀家庭裁判所委員会委員長代理に西村彩子委員が指名された。

(2) 前回の報告

総務課長が、第35回佐賀地方裁判所委員会のテーマである「民事訴訟手続

のIT化について」及び第35回佐賀家庭裁判所委員会のテーマである「家事調停について」について出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

(3) 本日のテーマを「裁判所の広報活動について」とすることを確認した。

(4) 総務課課長補佐が、裁判所の広報活動について説明した。

(5) 意見交換

(□は委員長、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員)

□ 本日の裁判所の広報活動の説明について、どのような感想を持たれましたか。

○ 高齢の方は、ウェブサイトよりも、リーフレット等、その場でお渡しできるツールの方が好まれる傾向にあるため、各種相談窓口でリーフレット等を配布することが必要ではないでしょうか。また、進路を考える生徒は、部活や授業等で忙しく、自ら裁判所等に見学に行く時間が作れない状況にあるため、裁判所から積極的に学校に働きかけるような広報活動をしていただき、生徒の夢を応援していただくことも考えられます。

○ 裁判官が地域活動に参加すること等も、裁判所の広報に繋がるのではないのでしょうか。

○ 裁判傍聴をすると、生徒の顔つきが変わります。庁舎見学会や裁判傍聴はインパクトのあるものですので、再開してもらいたいと思います。また、裁判所の情報を収集する際に、ウェブサイトを利用する方は少ないと思います。ウェブサイトからは、リーフレット等のデータをダウンロードすることができることを各種相談窓口でアピールし、そこにある情報の魅力を伝えることが大切です。また、高校や大学に働きかけて、授業の一環として裁判傍聴を行うとよいと思います。裁判官や裁判所職員になりたいという生徒にも情報が届いていないと感じるので、裁判所の魅力を伝える工夫も考えられると思います。

□ 庁舎見学会については、なるべく早く再開したいと考えています。裁判所のウェブサイトからは、裁判手続の各種書式もダウンロードできます。見慣れるまでは、見づらさもあるかと思いますが、必要な情報が整っているので利用し

てもらいたいと思います。次に、国民に広く裁判所の存在意義や業務内容を知ってもらうために、どのような方を対象として、どのような内容の広報活動をしていくことが効果的であると考えられますか。

- 固い内容で発信しても受け手には伝わりません。メリットが伝わらなければ、見向きもされないと思います。ツイッターにはリツイート機能があるため、情報が効果的に拡散されます。SNSを利用しない方もいるかもしれませんが、若年層に情報を発信したい場合は、ツイッターは有効だと感じています。
- 裁判所が行う広報イベントとして、一般の国民の視点から考えて、どのようなニーズがあると思われますか。
- 広報目的が、裁判所のことを知ってもらうことなのか、裁判所を利用してもらうことなのかで、方法が異なると思います。裁判所を利用してもらうことが目的である場合は、実際にどう利用すればメリットがあるのかを打ち出していくことが考えられると思います。
- まずは裁判所のことを知ってもらいたいと思っています。その上で裁判所には、裁判だけでなく、調停制度という当事者間で話し合う制度もあることなどを知ってもらい、各種制度を利用していただきたいと考えています。
- チャットボットのような、ウェブサイトでの問合せに対してチャット形式に応答するシステムを導入することも効果的な方法だと思います。電話で相談することに比べ、気楽さがあり、利用しやすいと考えます。
- 今年度の裁判所の広報活動の主眼である「調停制度発足100周年」と「若年層に対する裁判員制度」について、どのような方法が考えられますか。
- 委員になってから裁判所に興味を持つようになり、裁判所のウェブサイトも見ています。調停制度発足100周年のキャラクターであるアイアイアイを利用した活動もよいのではないかと思います。また、地域の相談を受けている民生委員や児童委員等が集まる場に裁判所が赴き、調停制度の説明をするのもよいのではないのでしょうか。回覧板ではあまり伝わらないかもしれませんが、S

NSを利用しない人にも情報が届くよう工夫してもらいたいです。

- 各委員の出身母体における広報活動を踏まえて、今後の裁判所の広報活動への助言、アドバイスを伺いたいと思います。
- 職員の一人一人が広告塔である自覚を持つことが大切だと思います。職員の対応次第で、来庁者は親しみやすさ等を感じて、周囲に話すこともあると思います。
- キャラクターを作ったり、リリースする情報が特になくても定例の記者会見を行ったりしていますが、なかなか活動内容等が伝わっていないと感じます。また、現在、学校のいじめ授業も力を入れていますが、知ってもらうことが難しいと感じています。
- 今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を見送っていたサマースクールを実施したいと考えています。夏休みの自由研究に使えるといったメリットもあり、例年定員を超える応募があります。また、裁判所のことを知ってもらうためには、広く広報するだけでなく、具体的な困りごとにフォーカスした広報をすることが考えられます。
- 模擬裁判や出前講義は、生徒が刺激を受けることのできるイベントだと感じています。評判がよければ、生徒の間でSNS等で広がります。また、興味を示さない生徒に対し、模擬裁判や出前講義への参加を強く勧めることも、学校の役割だと感じています。

(6) 次回の予定

佐賀地方裁判所委員会・佐賀家庭裁判所委員会合同開催

11月15日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 裁判所の採用広報について